令和6年度 埼玉県電子処方箋活用·普及促進事業費補助金

電子処方箋を導入した医療機関(病院・医科診療所・歯科診療所)及び薬局 に対し、システム改修など導入に要する費用を補助します。

申請期間

令和6年5月15日(水)から令和7年1月31日(金)まで

申請方法

電子申請システムによるオンライン申請 詳細は県HPをご確認ください。



埼玉県電子処方箋活用·普及促進事業

交付要件

- 電子処方箋の導入が完了し、社会保険診療報酬支払基金が 実施する電子処方箋導入に係る補助金(* 以下「基金補助 金」)の交付決定を受けていること
 - *保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋 管理サービス)による補助金
- 電子処方箋の周知広報(*)を実施すること
 - *電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネット、施設ホームページ上 で公表等



補助金額

		(1)電子処方箋管理 サービスの導入	(2)電子処方箋管理 サービスの新機能導入	(3)(1)(2)を 同時に実施
	大規模病院 (病床数 200床以上)	上限 81.1万円 ※事業費486.6万円 の1/6	上限 22.6万円 ※事業費135.6万円 の1/6	上限 100.3万円 ※事業費602.2万円 の1/6
	病院 (大規模病院 以外)	上限 54.3万円 ※事業費325.9万円 の1/6	上限 16.7万円 ※事業費100.2万円 の1/6	上限 67.6万円 ※事業費405.9万円 の1/6
	診療所	上限 9.7万円 ※事業費38.8万円 の1/4	上限 6.1万円 ※事業費24.5万円 の1/4	上限 13.5万円 ※事業費54.2万円 の1/4
	薬局	上限 9.7万円 ※事業費38.8万 の1/4	上限 6.4万円 ※事業費25.6万円 の1/4	上限 13.8万円 ※事業費55.3万円 の1/4

※上記県補助金と基金補助金を合わせて受けた場合、導入費用に対する補助率は、 最大で病院:1/2、診療所·薬局:3/4、大手チェーン薬局:1/2 となります。

注意事項

- システム事業者への連絡から電子処方箋の運用開始まで数か 月、基金補助金の申請から交付決定を受けるまで1か月から2 か月かかります。
- 交付要件(表面)を満たしていない場合は、以下「社会保険診療 報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」をご確認 いただき、お早めにご準備をお願いします。

「社会保険診療報酬支払基金 医療機関等向け総合ポータルサイト」



■病院、医科診療所 ■歯科診療所

薬局

医療整備課 総務・医療企画担当 健康長寿課 健康長寿担当

薬務課 販売指導担当

5 048(830)3581

五 048(830)3622

埼玉県

〒330-9301 彩の国 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁本庁舎4階 医療整備課、健康長寿課、薬務課